

○伊奈町まちづくり基本条例（素案）に関する意見

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則（第4条—第8条）

第3章 まちづくりの主体の役割等（第9条—第13条）

第4章 情報の共有（第14条—第15条）

第5章 町民参加と協働（第16条）

第6章 実効性の確保（第17条）

附則

条例の名称

伊奈町まちづくり基本条例

【説明】

- 他の自治体では「〇〇町自治基本条例」や「〇〇市まちづくり基本条例」といった名称で制定されることが一般的です。「自治」と「まちづくり」という言葉を比較した場合、後者の方がよりなじみやすい言葉であると考え、素案では「伊奈町まちづくり基本条例」としました。

【懇話会での主なご意見】

(なし)

前 文

私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれ、町民がいきいきと美しく輝くまちとして、発展を続けています。

古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。

豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40km圏内という地理的好条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれる歴史と文化の薫り高いまちとして、さらなる発展を続けています。

先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちを目指すことを伊奈町民憲章に掲げ、まちづくりを進めてきました。

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町民、町及び議会の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、バラの咲き誇る賑わいのある美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、人々から広く親しまれ、愛されることを願いつつ、日本一住んでみたいまちを目指すとともに、町民主体の開かれた温かいまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

【説明】

- 条例制定の背景や制定に向けた決意を表すため、前文を設けます。町の歴史や地理的状況、特色や今日のまちへと発展してきた過程などについて言及した上で、目指すべきまちの姿と、それに向けて取り組んでいくまちづくりの決意を、宣言として記述します。

【懇話会での主なご意見】

- 町の長い歴史を踏まえると、前文にそういうものがあつたほうがいい。移ってきた人にどんな町かわかるように条例も（転入手続きの際に）渡せたらいい。
- 前文はあつたほうがいい。長さは北本市と八潮市の間程度。内容は町の誕生、名前の由来、町の誇りにしていること。町民憲章の視点も踏まえて前文に伊奈町はこういう街だとイメージできるように。
- 伊奈町はニューシャトル開通、がんセンターや精神病院建設等で反対も少なかったようだ。前文に伊奈町は変わろうとする意識が強い、新しいものを取り入れて発展してきたというのを入れてもらえるとありがたい。
- 前文1行目「私たちのまち伊奈町は、～輝くまちです。」と言い切っているが、前に進むという意思を表す際に、「～は、～です。」で結ぶ文章はどうなのか。もっと色々な人の意見を聞いていいまちをつくる意思を入れるべきでは。
- 町民憲章をそのまま入れてしまうのはおかしいか。町民憲章も町民の目標であると思うので、リンクさせるよう、存在を匂わせる表現を入れてもらえれば。
- 前文で、文化や自然環境に触れる言葉がない。文化と自然環境の文言も入れてほしい。憲章とうまく絡めてもらえれば。
- 「にぎやかで美しいまち」を「賑わいのある美しいまち」という風に、やわらかい表現にした方が良いのでは。
- 「広く人々から親しまれ、愛される」を「人々から広く親しまれ、愛される」に修正したほうが良いのでは。
- 前文中の「町なかに」という表現がわかりづらい。町全体ということが伝わる言い方はないか。（削除した方がよいという意見あり）

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

【説明】

○ 本条は、この条例の内容やねらいを簡潔に表したものです。

これからの伊奈町のまちづくりにおいては、町民が主体的に町政に関与する「町民参加型のまちづくり」が重要となります。その実現のため、まちづくりの基本となる原則を明らかにした上で、まちづくりを推進するための基本的な事項を、本条例により定めます。

○ 「まちづくり」は、この条例で定義しませんが、暮らしやすいまちを実現するための町民、町及び議会の活動全てを包括したものと捉えています。

【懇話会での主なご意見】

(なし)

(条例の位置付け)

第2条 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

2 町及び議会は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

【説明】

○ 本条は、この条例の位置付けについて規定するものです。

第1項では、この条例がまちづくりの基本原則等を定めるものであることから、町民、町及び議会は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないことを定めます。

このことから、第2項では、町の条例、規則等の制定・改廃に当たっては、この条例と整合させることを求めるものとします。

【懇話会での主なご意見】

(なし)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (2) 町 町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいう。
- (3) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。
- (4) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうことをいう。

【説明】

- 定義では、この条例の中で使われる用語のうち、共通認識を図るべき重要な用語を規定します。
- 伊奈町のまちづくりは、伊奈町に住み、働き、学び、活動する全ての人によって進めていくことが大切です。そのため、この条例では「町民」を「町内に住所を有する者」（いわゆる「住民」）に限定せず、「町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体」とします。
- 町の執行機関である町長（水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う長を含む。）と行政委員会・行政委員（地方自治法第138条の4、第180条の5）、その執行に関わる職員を「町」として定義します。現在、伊奈町に置かれている行政委員会・行政委員には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。ここでいう町長とは、町長個人を指しているのではなく、執行機関の代表としての町長を指しています。そのため、この中には、補助機関としての職員（例：企画課の職員）も含まれることとなりますが、職員が含まれることを明示するため、「並びにその執行に関わる職員」という文言を加えています。

【懇話会での主なご意見】

- 浦安は協働ではなく連携という表現を使っている。連携についても用語の定義がない。用語の定義はきちんとしたほうがいいと思う。
- 「町」の定義で各委員会が書かれているが、「町」とは職員のことでは。一般の方が見たときにわかりにくい。もう一步突っ込んで書いてもいいのでは。

- 協働の定義に、「対等の立場で協力しあう」とあるが、対等の対場というのが引かかる。町や議会は仕事としてやっている中で、町民は別の仕事等を持っている。何が対等なのか補足をしていただいた方がいい。例えば企画・立案・評価等は対等だと思うが、対等なことを明確にしていきたい。
- 協働の定義で、よりよい共通の目標に向かうからには、対等に意見を交わさなければならない。北本市自治基本条例3条6項にあるとおり、共通の目標があるから協働できるのではと思う。共通の目標をお互い認識しあうのが前提であれば対等というのがわかりやすくなる。共通の目標という文言を入れてはどうか。
- (2)の定義で、「その執行に関わる職員」と追加していただいたが、第11条の職員の責務で言っている「職員」が第3条の職員にすべて含まれているものなのか。すべての職員が第3条に入っているのか。わかりづらいのでは。一般の方が読むと、職員がどの部署や委員会に配属されているのか等は難しく、教育委員会や選挙管理委員会に関わる職員しか該当しないように読まれてしまう可能性もある。すべての職員が第3条の中に入っているという説明があると理解しやすい。また、第3条と第11条の「職員」が同じということも説明した方が良い。
- 職員という定義はなく、町の定義はあるので、第11条等では「町の職員は」としたらいいのでは。
- 「執行に関わる職員（以下「職員」という。）」としても良い。

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

【懇話会での主なご意見】

- 八潮は基本理念が細かく載っている。町民が共感しやすい項目だでも入れたほうがいい。

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともに、町民が輝くまちづくりを推進するものとする。

【説明】

- 本条は、まちづくりを進めていく上での基本的な考え方を示すものです。町民参加型のまちづくりを実現するため、町民をまちづくりの主体者として位置付けます。
- 「町民が輝くまちづくり」とは、町民の誰もがいきいきと元気に暮らし、笑顔がはじける、活力に満ちたまちづくりのことであり、現在の町民はもちろん、将来世代も輝けるまちづくりを推

進していく必要があります。

【懇話会での主なご意見】

- 「町民が輝く」とあるが、まちづくりは今の世代だけではなく、これからの世代も含めた上でまちづくりを進める必要がある。この文面だと今の町民（世代）が輝くだけのよう限定されているイメージがある。
- 同じく第4条で「町民が輝く」とあるが、具体的にどんな姿が輝く姿なのか、素案の説明欄の中で入れられると良い。または、将来のまちづくりの主体者も含めて等の文言を条文に追記する方法でも。もし入れられないようなら、「町民が輝く」という文言は無くてもよいと思う。

（町民参加と協働の原則）

第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。

【説明】

- まちづくりを進めていく上での基本的な考え方（基本理念）の下、まちづくりの具体的な進め方を規定するものとして、基本原則を設けます。本条では、町民に開かれた温かいまちづくりを実現するため、「町民参加」による「協働」が、重要な原則であることを規定します。

【懇話会での主なご意見】

（なし）

（情報共有の原則）

第6条 町民、町及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。

【説明】

- 町民、町及び議会は、まちづくりに関する情報をそれぞれが有していますが、その情報を的確に共有することにより、まちづくりを推進していきます。

【懇話会での主なご意見】

（なし）

(地域尊重の原則)

第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重し、その支援を行うことを原則とする。

【説明】

- 町の各地域には、それぞれが大切にしてきた文化、歴史、伝統等の特徴があります。まちづくりを進めていくに当たっては、その特徴を活かしながら、全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心して安全な地域社会の実現を目指していくことが重要です。
- 地域の支援については、町及び議会による支援に加えて、地域において町民が互いに助け合う「共助」の取組も大切であることから、町民も地域の支援の主体として位置付けられます。

【懇話会での主なご意見】

- 地域への支援と考えると、町だけではなく議会や地域に住んでいる町民も一緒に行うという自助・共助・公助という考えの中で、地域住民同士で助け合うことも想定しているのであれば、自助・共助・公助を素案の説明欄の中で、お互いに助け合うという意味もあるということを入れてもいいのでは。

(環境配慮の原則)

第8条 町民、町及び議会は、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の実現のため、環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努めることを原則とする。

【説明】

- 伊奈町は、首都中心部から40km圏内という首都近郊地帯にありながら、豊かな自然と心安らぐ田園風景が多く残されています。その恵まれた環境を将来へと引き継ぐため、まちづくりの推進に当たっては、環境への影響に配慮することが大切です。
- 本原則は町民にも適用されますが、環境への影響に配慮したまちづくりの取組度合いについては、個人により進捗が様々であることと、伊奈町環境基本条例（※）における「町民の責務」との整合を踏まえ、本条は努力義務にとどめています。また、町及び議会についても、同条例における「施策の策定等に係る基本方針」との整合と、他のまちづくりの基本原則（第5条から第7条）の規定ぶり（町民、町及び議会の三者に対して、同水準で関与を求めるもの）とのバランスを踏まえ、努力義務としています。

(※) 伊奈町環境基本条例（抄）

（町民の責務）

第6条 町民は基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るよう総合的かつ計画的に行われるように努めなければならない。

【懇話会での主なご意見】

- ☐ 伊奈町は緑の多い街なので越してきたという話をよく聞くが、林や畑が消え、緑の街にふさわしくない行為が多くある。自然の保護について入れられたらいいと思う。
- ☐ 条例に循環型社会の構築の文言を入れてほしい。
- ☐ 「生物の多様性を保全するため」とあるが、生物の多様性の保全だけが目的のように見える。環境問題は多岐にわたるため、「生物の多様性の保全、環境への影響に配慮した」や「持続可能な循環型社会を基調としたまちづくりにするため、生物の多様性を保全、環境への影響に配慮した」という形にしては。
- ☐ 生物の多様性の保全については、森林伐採等で生息地がなくなるという、大きな意味の自然破壊のように受け取れる。循環型社会については、資源や廃棄物に視点があって、資源問題のような印象を受ける。それぞれの関連が見えないのでつながりが見える優しい表現をしていただきたい。アンケートに人と自然との共生の割合が高いこともあり、環境配慮の原則は大事なことであるが、条文を整理してほしい。
- ☐ 「生物の多様性を保全し、環境への影響に配慮した～」とあるが、環境への影響は一つではなく、この文面だと生物の多様性の保全のみと捉えかねないので、「生物の多様性の保全等」のようにし、環境問題全体に対応できるようにしてほしい。
- ☐ 「環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努める」とあるが、「配慮した」と「努める」が重なっており、配慮をする時点で1番優先ではなく、さらに努めるとなると表現が弱くなってしまう。「努める」を削除し「配慮したまちづくりを推進することを原則とする」とすべきでは。
- ☐ 当該原則について、町民だけ努力義務にできないか（町には義務を課す）。努力義務や配慮な

どの言葉では、条例や法律があっても形骸化してしまうことがあり、大事な条例が形だけのものになるのは勿体なく、また、環境について町が努力義務でなく積極的に推進することは、現在の社会情勢、世論をみても、また、次世代のことを考えると、町のイメージや今後のまちづくりにおいて、マイナスになる要素ではないものと思う。むしろ先進的な感覚の町になるのではないか。

第3章 まちづくりの主体の役割等

（町民の権利及び責務）

第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利、情報を知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

【説明】

○ 第3章では、まちづくりの主体である町民と、まちづくりをともに推進していく立場である町と議会について、その権利や責務を規定します。

本条は、まちづくりの主体である町民について、まちづくりに参加する権利等を保証するとともに、積極的な関与を求めるものです。

【懇話会での主なご意見】

□ 浦安は市民に関しての責任が強く書いてある。市長、職員は努力義務となっていて弱いものが多い。北本・八潮は全体的に義務として書かれているので北本・八潮タイプのほうがいい。

□ 町民に対して町から義務感を負うような仕組みは好きではない。町民全員が同じ意識レベルではないので肩の荷が重くなる方もいる。かといって全くないのも困るので塩梅が難しい。

□ 投票率が低いと感じる。小学生のうちから教育できないものか考えていた。働くこと、選挙に行くこと、税金を払うことを入れてもらえればありがたい。

□ 八潮市のように、必要な説明を受ける権利も入れてほしい。情報公開されても読み解くことが難しい場合もあるので。

(町長の責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、誠実かつ公正に町政運営に当たり、まちづくりを推進しなければならない。

2 町長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

【説明】

○ 町長は、町民に選出された町政運営の責任者であるため、本条において、その果たすべき責務を規定します。

【懇話会での主なご意見】

□ **再掲** 浦安は市民に関しての責任が強く書いてある。市長、職員は努力義務となっていて弱いものが多い。北本・八潮は全体的に義務として書かれているので北本・八潮タイプのほうがいい。

(職員の責務)

第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 全ての職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

【説明】

○ 本条では、まちづくりの重要な担当者である職員について、心構えや具体的に行うべきことを規定します。なお、本条の職員とは、第3条「定義」第2号にある「職員」のほか、議会事務局の職員も含むため、町の全ての職員が本条の責務を負います。

【懇話会での主なご意見】

□ **再掲** 浦安は市民に関しての責任が強く書いてある。市長、職員は努力義務となっていて弱いものが多い。北本・八潮は全体的に義務として書かれているので北本・八潮タイプのほうがいい。

□ 条例を作っても窓口職員まで浸透していないと物事が進まない。北本、八潮のように職員の責務についてはあったほうがいいと思う。

□ 「誠実かつ公正に」とあるが、誠実は職員の態度・資質の問題、公正は職務上の本質的な問題。

どちらの順番を先にするべきか、よく検討してほしい。

(議会の責務)

第12条 議会は、伊奈町議会基本条例(平成25年条例第22号。以下「議会基本条例」という。)に基づき、町民の意思を的確に町政に反映させ、伊奈町としての最良の意思決定を導き出さなければならない。

【説明】

- 二元代表制の下、独自の立場でまちづくりに寄与してもらうため、議会の責務を本条で規定します。議会運営の基本事項は伊奈町議会基本条例に定められており、当該条例に基づき、議会はその役割を果たしていくことが求められます。

【懇話会での主なご意見】

- 13条にもリンクするが、議会にもっと主体的な行動を促すものとしてほしい。
- 12条「町民の意思を的確に町政に反映させ」が最終目標であれば、言葉を補った方が良いのでは(例:「反映させるために」)。

(議員の責務)

第13条 議員は、議会基本条例に基づき、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持等に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築かなければならない。

【説明】

- 本条は、議員のあるべき姿や心がけるべきことを規定するものです。前条の説明のとおり、議員は、伊奈町議会基本条例の規定を踏まえた活動が重要となります。

【懇話会での主なご意見】

- 「持続的な緊張の保持等に努め」とあるが、町と議会は、お互い相互監視関係になければならない。もっと緊張持って取り組むということを、どこかに入れてほしい。

第4章 情報の共有

(情報の公開及び発信)

第14条 町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、伊奈町情報公開条例（平成13年条例第2号）で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。

2 町及び議会は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

【説明】

○ 第4章と第5章では、町民参加型のまちづくりを進めていく上での仕組みとして、「情報の共有」と「町民参加と協働」を規定します。

本条は、「情報の共有」の具体的な仕組みとして、「情報の公開及び発信」を定めるものです。情報の公開及び発信は、町民の知る権利を保障するとともに、町民参加において前提となるものです。情報公開の詳細については、「伊奈町情報公開条例」に定められています。

【懇話会での主なご意見】

□ 浦安・八潮は「情報共有」、北本は「情報公開及び発信」と見出しの表現からも自治体の町民への姿勢が見えるのできちんとやってほしい。

□ 14条と15条「他の条例」は情報公開条例と書いてもいいのでは。

(個人情報の保護)

第15条 町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第25号）及び伊奈町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第29号）で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

【説明】

○ 本条は、「個人情報の保護」について定めるものです。

情報の共有は大切ですが、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、町及び議会が保有する個人情報は、厳重な管理が必要です。個人情報の保護の詳細については、「個人情報の保護に関する法律」、「伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「伊奈町議会の個人情報の保護に関する条例」に定められています。

【懇話会での主なご意見】

(なし)

第5章 町民参加と協働

(町民参加と協働の推進)

第16条 町及び議会は、まちづくりに関して、町民参加の機会を保障しなければならない。

【説明】

- 本条は、町民参加と協働の推進に係る仕組みを規定するものです。まちづくりに関する町民参加の機会を、町及び議会が保障することにより、町民参加と協働の推進を図ります。
- 本条は当初、第1項及び第2項から構成されていましたが、第2項（「町及び議会は、町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。」）については、第5条（「町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。」）の内容と重複することから、第2項を削除しました。

【懇話会での主なご意見】

- **再掲** 第5条と第16条の内容が同様のものに見受けられるが、それぞれの位置付けについて、よく整理するようお願いする。

第6章 実効性の確保

(条例の見直し)

第17条 町長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとする。

【説明】

- 本条例がその役割を十分に果たすよう、条例の見直しを行うための規定を設けます。社会や経済等の情勢の変化に的確に応じ、適宜必要な改正を実施することで、町民参加型のまちづくりの実現を目指します。

【懇話会での主なご意見】

(なし)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【説明】

- この条例の施行期日について定めるものです。

【懇話会での主なご意見】

(なし)